

注 文 書

1. 契約番号 2025000514
2. 件 名 令和7年度 岩出山地域市有地除草等業務
3. 業務場所 大崎市岩出山字船場2 1 外
4. 期 間 令和 年 月 日から令和 7年1 1月3 0日まで
5. 別添書類
 - (1) 仕様書
 - (2) 参考明細書
 - (3) 施工箇所状況写真
6. 担 当 課 岩出山総合支所地域振興課

仕様書

第1章 業務の概要

(業務内容)

第1条 本業務は、岩出山総合支所地域振興課が所管する、岩出山地域の市有地の除草及び樹木剪定作業を行うことにあり、本仕様書に従って実施するものとする。

- 1 下刈は原則として全刈とし、植栽木に損傷を与えないように特に留意すること。
- 2 地表に繁茂する雑草、木竹等は全て地際より刈払い、植栽木の生育に支障の無いよう整理の上、撤去・処分すること。
- 3 藤蔓類は全て切断するか、又は根元まで引き抜き、植栽木から取り除くこと。
- 4 刈払い後の集草は、残存させず全て撤去・処分すること。

(施工箇所)

第2条 施工箇所は次のとおりとする。

- 1 岩出山庁舎
- 2 岩出山分院向市有地
- 3 下野目泉山分譲地
- 4 下真山黄金田市有地
- 5 リッチハウス向市有地
- 6 木通沢最終処分場
- 7 岩出山駅駐輪場市有地
- 8 下野目安沢市有地

第2章 業務の実施

(業務計画・打合せ)

第3条 本業務を遂行するにあたっての業務計画を立てるとともに、発注者（以下「甲」という。）と作業の進捗等に関して詳細な打合せを行い、甲の担当者の指示を受けて作業実施すること。
また、人員の適正配置を検討するものとする。

(提出書類)

第4条 本業務の着手に先立ち、受託者（以下「乙」という。）は、速やかに次の書類を甲に提出し、その承認を得るものとする。

- 1 業務着手届
- 2 業務実施計画書
- 3 業務工程表
- 4 主任技術者の選任届
- 5 その他甲が指示する関係書類

(保安)

第5条 安全衛生管理計画を立て、始業前の安全朝礼の実施など、労働災害防止に万全の措置を講ずること。

- 2 業務従事者は、常に言動には十分注意し、無益の摩擦や紛争を起こさないこと。
- 3 業務中事故が発生した場合は、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容について速やかに甲に報告すること。
- 4 作業時には付近に通行者がいないことを確認するなど安全管理に細心の注意を払うこと。また、刈払い作業による飛石には十分注意し、付近に車両等がないことを確認して業務を進めること。

(補償)

第6条 業務実施にあたり、乙が第三者に与えた損害は、乙の責任において補償するものとする。

(疑義)

第7条 諸規程及び本仕様書に明示されていない事項について、疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ、乙は甲の指示に従うものとする。

- 2 甲において、必要と認めたときは、作業の変更又は中止をすることがある。この場合の変更に
ついて、契約書に明示されていない場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第8条 作業人員の施工箇所までの送迎及び送迎手段、除草作業に要する機材・燃料費等業務にかかる費用は、一切乙が負担するものとする。

- 2 本作業における下請負、資材調達は、大崎市内の企業を活用することを原則とする。
- 3 業務の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被害者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

第3章 検査及び成果品

(業務完了後の検査)

第9条 本業務完了後、現場代理人立会のうえ、甲による検査を受けるものとする。

(納入成果品)

第10条 本業務における納入成果品は、次のとおりとする。

- 1 業務完了届
- 2 完成写真（本仕様書内の「施工箇所」別とする。）
- 3 その他関係書類

第4章 暴力団の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請けさせ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請け若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

(内訳書)

岩出山地域市有地 除草等業務

単位：円

番号	場所	業務	数量（㎡）	数量	単位	単価	金額	備考
1	岩出山総合支所	除草・集草	4,000	3	回			
2	岩出山総合支所	植木剪定	-	1	回			
3	新分院向市有地	除草・集草	610	3	回			
4	下野目泉山分譲地	除草・集草	300	2	回			
5	下真山黄金田市有地	除草・集草	2,370	2	回			
6	リッチハウス向市有地	除草・集草	260	3	回			
7	木通沢最終処分場	除草	1,800	2	回			
8	岩出山駅駐輪場市有地	除草・集草	635	2	回			
9	下野目安沢市有地	除草	140	1	回			
10	仮設費			1	式			
11	現場管理費			1	式			
12	一般管理費			1	式			
小計								
消費税								
合計								

施工箇所状況写真

業務名：岩出山地域市有地除草業務



説明

①

岩出山総合支所



説明

②

岩出山分院向市有地



説明

③

下野目泉山分譲地

施工箇所状況写真

業務名：岩出山地域市有地除草業務



説明

④

下真山黄金田市有地



説明

⑤

リッチハウス向市有地



説明

⑥

木通沢最終処分場

施工箇所状況写真

業務名：岩出山地域市有地除草業務



説明

⑦

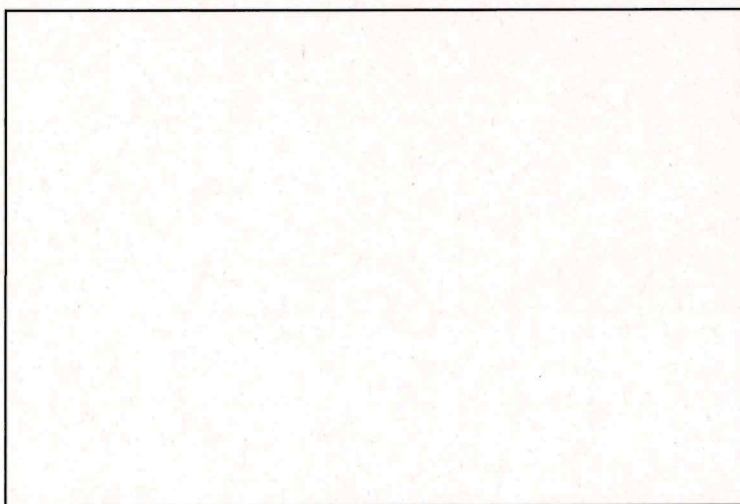
岩出山駅駐輪場市有地



説明

⑧

岩出山下野目安沢



説明